

○沖縄県企業局障害者活躍推進計画

機関名	沖縄県企業局
任命権者	沖縄県企業局長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
沖縄県企業局における障害者雇用に関する課題	<p>沖縄県企業局においては、平成30年において、過去に行った障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、従前より身体障害者手帳等の写しの提出等により適切な方法で確認されている。これまでも法定雇用率を達成している状況であり、採用・定着状況ともに概ね順調と考えている。</p> <p>しかしながら、障害をもつ職員の相談窓口が整備されていないことや、聴覚障害をもつ職員の避難を促すためのパトランプの設置が行われていないなど、職場環境整備について課題がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>設定目標：毎年6月1日時点の実雇用率：当該時点の法定雇用率以上 [目標設定時点最新値] 4.45% （令和元年6月1日時点。同時点の法定雇用率は2.50%） 評価方法：毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>設定目標：不本意な離職者を極力生じさせない 評価方法：毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務企画課長を選任する。</p> <p>○毎年4月1日時点での障害のある職員の所属・配置を確認し、雇用保険適用事業所単位で5人以上が働いている所属においては、障害者職業生活相談員を選任する。</p> <p>○総務企画課人事班が相談窓口となって、障害者雇用の現状や課題、職員が働きやすい環境整備や、障害のある職員からの相談に適切に対応できるよう取り組む。</p>
(2) 人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、沖縄労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害のある職員や今後採用する障害のある職員の能力や希望も踏まえ、ヒアリング等を活用した職務の選定及び創出に取り組む。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○相談窓口（総務企画課人事班）への相談のほか、定期的実施している人事評価面談やヒアリング等を踏まえて、障害のある職員の状況や必要な配慮を確認し、対応を検討する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	<p>○時差通勤制度や各種休暇等について、障害のある職員の柔軟な働き方や負担軽減に資する制度の周知を強化する。</p> <p>○テレワーク勤務等の職員の働き方改善に資する制度の検討において障害のある職員によ</p>

		る活用の視点を取り入れる。
(4) キャリア 形成		○人事評価において、障害により能力の発揮が難しい評価項目や着眼点に示された要素がある場合には、遂行できる業務を割り振った上で能力の発揮を評価する等、合理的配慮を実施する。 ○ 人事配置や昇任においても、障害により生じる困難について適切に把握した上で合理的配慮を実施する。
(5) その他		○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方、キャリア形成等に配慮する。
4. その他		
		○障害者優先調達法に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進できるよう取り組む。